建管第844号
令和４年（2022年）９月30日

建設業者団体の長　様

北 海 道 建 設 部 長

Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（通知）

本道の新型コロナウイルス感染症対策に対し、日頃より格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、国では、「With コロナに向けた政策の考え方」（令和４年９月８日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を示し、オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で、感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を６５歳以上の方、入院を要する方など４類型に限定し、保健医療提供体制の強化、重点化を進めていくこととしており、本道においても、令和４年９月２６日から、全数届出の見直しを行うこととしました。

つきましては、見直しの概要や発生届の対象外となる方の取扱い等について、次のとおり、お知らせしますので、ご確認の上、本取扱いに対しての御理解、御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下会員、事業所等に対する周知について、御協力をいただきますよう、お願いいたします。

記

１　全数届出見直しの運用開始
　令和４年（2022年）９月２６日（月）から

２　見直しの内容
　別紙「全数届出見直し後の取扱い」のとおり

３　添付資料

（１）　厚生労働省事務連絡（９月１２日付け〔９月２０日最終改正〕）

（２）　別紙「全数届出見直し後の取扱い」

【内容】　１　全数届出見直しの概要
　　２　医療機関からの報告
　　３　北海道陽性者登録センターについて
　　４　北海道健康サポートセンターについて

（３）その他資料

ア　全数届出見直し（9/26～）による発生届の対象と陽性者報告の概要

イ　国通知による「健康フォローアップ機能」について

ウ　（参考）軽症者等への支援の流れについて（全体）

エ　陽性者への案内用チラシ「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」

（建設政策局建設管理課建設業係）